

平成 28 年度「違法伐採対策・合法木材普及推進事業」の 実施結果について（案）

1 概 要

平成 18 年から取組が始まった、合法木材の供給体制は、平成 25 年度から平成 27 年度まで実施された木材利用ポイント事業や国土交通省の地域型住宅ブランド化推進事業の中で、合法木材が助成要件の一つになったこと等から合法木材供給事業者数が増加し、平成 29 年 2 月末現在で 12,000 を超え、全国各地でその整備が進展して、幅広い関係者に普及が拡大している。更に、2020 年開催の東京オリンピック・パラリンピックを控え、各種建造物や街づくりへの木材利用等が環境配慮型社会の実現への取組の一つとして関心が高まっている。

このような中、平成 28 年 5 月 20 日に「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（クリーンウッド法）」が公布され、新たな違法伐採対策・合法木材普及の取り組みが進められることとなった。（法律の施行は、平成 29 年 5 月 20 日）この法律で、木材を取り扱う事業者は、取り扱う木材・木材製品について、合法性の確認を行うことが求められることとなったが、この確認のための重要な手段として、これまで取り組んできた合法木材証明の仕組みが生かされることとなったところである。

これらの状況に対応し、更なる合法木材の普及・定着を図るため、平成 28 年度林野庁補助事業「新たな木材需要創出総合プロジェクトのうち地域材利用促進のうち合法木材の普及促進事業」、「違法伐採対策取組強化事業（委託）」及び平成 27 年度補正予算「違法伐採緊急対策事業のうち合法木材利用促進事業」により、違法伐採対策・合法木材の普及促進の事業を実施した。

2 合法木材の普及促進事業

（1）違法伐採対策・合法木材普及推進委員会の設置。

・ 2 回開催し、本事業の基本方針や事業の実効性を確保するための検討を行った。

第 1 回 平成 28 年 7 月 21 日（木）

第 2 回 平成 29 年 3 月 16 日（木）

(2) 「合法木材」の利用促進及びその証明制度の普及を図るため、木材業界関係者、一般の消費者を対象とした普及活動を実施した。

①農林水産省本省 1 階『消費者の部屋』特別展示「使って広めよう Goho-wood」の実施

開催日 平成 29 年 1 月 16 日 (月) ～20 日 (金)

来場者 約 740 人 (期間中の延べ人数)

②地方における展示会 (イベント) 等への出展、情報窓口の設置と情報の提供など体系的な普及活動の実施

普及活動実施団体数 31 団体

うち、イベント出展数 50 (来場者総数 691,000 人)

(3) 合法木材制度の信頼性を一層向上させるため、認定団体・認定事業者を対象とした研修を実施した。

①認定団体研修

第 1 回 平成 28 年 7 月 7 日 (木) 東京・木材会館

124 の認定団体から、157 名が受講

第 2 回 平成 29 年 2 月 27 日 (月) 東京・木材会館

130 の認定団体から、161 名が受講

②認定事業者研修

林野庁担当者の指導・協力も得て、各認定団体と共催で実施した。

実施認定団体数 28 団体 (受講者総数 2,430 名)

(4) 合法木材に関する様々な情報を提供し、合法木材の利用促進を図るため、「合法木材ナビ」HP の更新を適宜行い、内容の充実に努めた。

3 違法伐採対策取組強化事業 (委託)

(1) 合法木材の流通実態調査

(公財) 地球環境戦略研究機関 (IGES) との共同実施

認定団体等の協力を得ながらアンケート調査等を実施中。

(2) 中国における木材、木材製品の合法証明の確立に関する動向調査

国際熱帯木材機関 (ITTO) に業務委託して実施した。

中国政府、木材、木材製品関連事業者による合法性証明制度及び森林

認証制度の導入状況、輸入木材、木材製品の合法性調査、監査制度等の有無など合法性証明等について調査し報告書を作成した。

4 合法木材利用促進事業（平成 27 年度補正予算）

（一社）全国林業改良普及協会（全林協）と共同実施

「合法木材」に関する認知度向上とクリーンウッド法の周知のため、下記

(1) ～ (3) を実施した。

(1) ワークショップの開催（全木連が実施）

- ・平成 28 年 11～12 月に、全国で 4 回開催（総参加者数 64 名）
- ・合法木材供給事業者認定団体の担当者を対象に、合法木材供給の現状、クリーンウッド法の施行に当たっての課題等について情報・意見交換を行った。

(2) セミナーの開催（全木連が実施）

- ・平成 28 年 11 月～29 年 2 月に、全国 39 カ所で開催（総参加者数 3,376 名）
- ・合法木材供給事業者、民間需要者（工務店、設計士、木材製品流通業者等）を対象に、合法木材供給の重要性、信頼性確保のための取組みを全木連から説明するとともに、クリーンウッド法の概要について林野庁担当者から説明をしてもらい、質疑応答を行った。
- ・ワークショップ、セミナーのフォローアップとして合法木材の重要性、クリーンウッド法の施行に向けた木材業界・建築業界等の関係者や一般消費者への普及を図るため、建築雑誌（Casa Brutus、ハウジング トリビューン）、一般紙（読売新聞、日本経済新聞）、及び Web 広告（ヨミウリオンラインへのバナー広告）を実施した。

(3) 各種広報

- ・首都圏で開催される大規模展示会に出展し、違法伐採や合法木材証明の仕組み、またクリーンウッド法等を普及 PR した。（下記ア～ウは全林協が実施、エは全木連が実施）

ア DIY ホームセンターショウ 2016

会期：平成 28 年 8 月 25 日（木）～27 日（土）

場所：幕張メッセ国際展示場（千葉市稲毛区）

来場者：約 10 万 7 千人（会期中の全体の来場者）

イ ジャパンホームショー2016

会期：平成 28 年 10 月 26 日（水）～28 日（金）

場所：東京ビッグサイト（江東区有明）

来場者：約 3 万 7 千人（会期中の全体の来場者）

ウ エコプロダクツ 2016

会期：平成 28 年 12 月 8 日（木）～10 日（土）

場所：東京ビッグサイト（江東区有明）

来場者：約 16 万 7 千人（会期中の全体の来場者）

エ 木と住まいの大博覧会

会期：平成 29 年 2 月 3 日（金）～5 日（日）

場所：東京ビッグサイト（江東区有明）

来場者：約 6 万 6 千人（会期中の全体の来場者）

- ・セミナーや大規模展示会等で活用する教材、パンフレット、展示パネル（タペストリー）、ビデオ映像（DVD）を作成し、上記のセミナー、大規模展示会等で配布・説明した。また、セミナーテキストとパンフレットは認定団体にも送付した。

【作成物と作成部数】（作成は全林協）

- ① セミナーテキスト「合法木材利用促進ガイド」14,000 部
- ② パンフレット「木材が広げる新たな価値 - 合法木材利用のあらまし-」30,000 部
- ③ DVD「木材が広げる新たな価値-合法木材の利用を通じて-」200 枚
- ④ 展示用タペストリー「合法木材のあらまし」シリーズ等 14 枚